

クラブ・サークル代表者指針

この指針は、クラブ・サークルの代表者（主将、部長、サークル長等）が最低限留意すべき事項等を示すものです。内容をよく読んで、必要な対応を認識し、しっかりと実施するようにしてください。

① 課外活動とは

課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・自立的に行う正課教育外の文化的、体育的集団活動です。学生諸君が、課外活動に参加することにより、友人や教職員との交流を通じて人間形成を行い、情操豊かな教養人として心身ともに健康な社会人に成長することが期待されています。

クラブ等の運営は、学生自らの判断と責任において行うものですので、代表者としての役割を自覚して行動してください。

② 代表者の役割

代表者は、日常の活動や合宿や対外試合等を円滑に行うよう調整する役割を担います。クラブ等の構成員への配慮はもちろんですが、顧問教員や大学（主として学生支援チーム）との連絡調整を行う必要があります。

大学の名前を名乗って活動する以上、必要な事ですので、月1回開催されるクラブ・サークル連絡会へ出席して大学からの連絡事項を確認することや、決められた届出を必ず行ってください。

特に、活動中や移動中の事故などの緊急時においては、クラブ等だけでなく、大学としての対応が求められます。顧問教員や大学への連絡が不可欠ですので、日頃から連絡先を確認し、遠征等の届出を忘れないようにしてください。

万一、活動内容や対応に問題があった場合、代表者等の責任あるいは運営体制が問われることがあります。

③ 代表者として留意すべき事項

- ・練習や大会への参加に当たっては、移動中の事故防止、部員の健康状況や技量・知識、気象条件などを念頭に置き統率すること。

- ・クラブ等内で、練習に名を借りたりランチやしごき等クラブ活動の目的から逸脱した行為を行わないようにすること。もし手に負えない状態になった場合は、速やかに顧問教員や大学担当者に相談すること。
- ・セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントが起きないように十分注意すること。
- ・打ち上げなどの酒席においては、飲酒が死亡事故につながる事を認識し、未成年者に飲酒をさせたり、飲酒の強要、イッキ飲みなどを行わないよう徹底すること。
- ・大学が実施する定期健康診断等を必ず受診し、各自健康管理に留意すること。
- ・課外活動に参加するために近隣の商業施設へ無断で駐車したりしないこと。

④ 施設等の利用について

- ・大学から貸与されている部室（物置・コンテナを含む）は、整理整頓を行い、常に良好な状態を保持すること。
- ・体育施設や課外活動施設など共用施設の使用に当たっては、決められたルールを守り、安全使用や後片付け・清掃を心掛けること。また、他の利用者に迷惑をかけないように配慮すること。
- ・学外施設や他大学の施設を利用する場合にも、その利用規則を遵守し、外部の方に迷惑をかけないこと。
- ・学内には練習施設が少ないことから、複数のクラブ等で使用できる練習施設等については、お互いに協力しあって練習時間等の調整を行うこと。

⑤ 活動中の事故・事件への対応

課外活動中に、不幸にして事故・事件が発生したときには、次のように対応してください。

<すぐに行うこと>

1. 負傷者の有無と負傷状況の確認をする。
負傷者がいる場合、生命確保の処置を取ること。
2. 速やかに応急処置を行う。
3. 必要があれば救急車の要請を行う。
* 頭部の負傷（意識不明等）の場合は、迷わず救急車を要請すること。
* 負傷者の運搬・付添いは、可能な限り2名で行うこと。

4. 関係各所への連絡を行う（以下の優先順に）

1) 顧問教員

2) 学生支援チーム（休日や時間外は守衛室へ連絡すること。守衛から学生支援チーム担当者へ連絡されます。）

学生支援チーム 0 5 9 - 2 3 1 - 9 0 6 0

守衛室 0 5 9 - 2 3 1 - 9 6 4 9

3) 負傷者のご家族

※要点をまとめ、正確な情報を速やかに連絡すること。特に負傷の状況については、推測ではなく、事実に基づいて報告すること。

※なお、連絡を行った後は、大学やご家族等から問い合わせが入ることがあるため、携帯電話等で常に連絡が取れるようにしておくこと。

<事態が落ち着いたら速やかに行うこと>

事故・事件の状況を時系列に整理した報告書を作成し、学生支援チームに提出する。

<その他>

負傷者等が加入している保険があれば請求手続を行うようアドバイスすること。（※学生教育研究災害障害保険（通称「学研災」）は、学生支援チームへ申し出れば手続きができる）

⑥ 学生支援チームへ提出すべき手続書類

クラブ等の活動のために必要な書類は次のとおりです。記載方法等に不明な点があれば学生支援チームに相談し、必ず期限を守って提出するようにしてください。

紙媒体

- 団体結成届
- 課外活動共用施設使用願
- 合宿所使用願
- 翠陵会館使用願
- 施設使用願
- 活動計画書
- 物品使用願
- 催・行事届
- 集会・立看板届

電子申請

○遠征、学外合宿届

- ・大学への届出をしないで行った遠征等については、事故があっても保険金（学研災）の支給が認められないことがありますので、必ず提出してください。
- ・遠征、学外合宿届は学生支援チームで承認後に顧問教員へ通知されますが、顧問教員が使用しているパソコンの機種によってはうまく表示されない場合があります。その場合は紙媒体での提出も認めますので、学生支援チームへ連絡してください。

○構内一時入構許可書

*なお、大学への提出は必要ありませんが、万一の事故等に備え、大学やご家族への緊急時の連絡網を必ず作成しておいてください。

以 上